



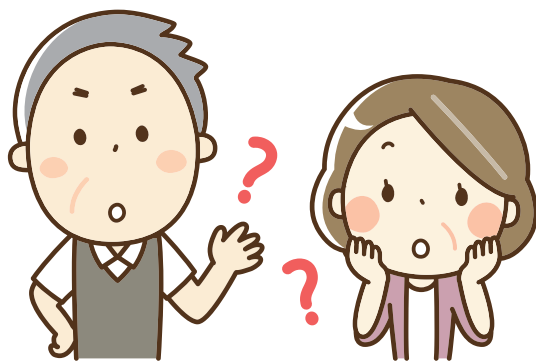
## 終活に関する消費者トラブル

最近では、人生の終焉<sup>しゅうえん</sup>を迎えるにあたり、自分らしい締めくり方について思いや希望を家族など周囲に伝えるため、エンディングノート<sup>※1</sup>を残す人が増えているようです。また、家財の処分や今あるお墓を片付ける墓じまいを検討する人もいます。

元気なうちにこうした終活をしておくことは、残された人に迷惑がかからないだけでなく、自身がこれからを安心して生きていくことにもつながります。

一方、終活に関する消費者トラブルも生じています。そこで今号では、トラブルを防ぐために知っておきたい注意点などを紹介します。

※1 府中市では「未来ノート～私の生き方整理帳～」を配信・販売しています。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください  
府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

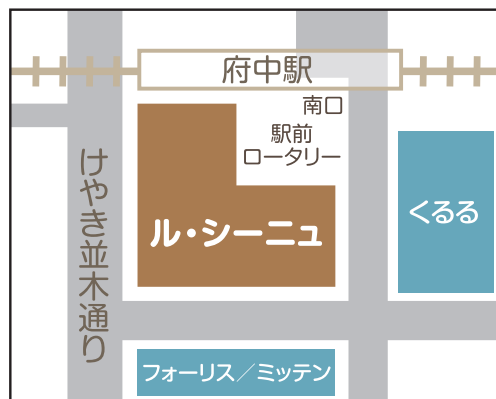
相談時間 月～金曜日(祝日・年末年始・休館日は除く)  
午前10時～正午/午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

対象者 市民、市内在勤・在学の方

相談方法 電話、または来所

※できるだけ来所によらず、電話相談をご利用くださいますようお願いいたします。



## 事例1

亡くなった夫が決済アプリを利用しており、残高があることがわかった。しかし、夫のスマートフォンがロックされてしまい、詳細が確認できない。

## 事例2

亡くなった父が契約していた通販サイトの有料会員を解約したいが、IDやパスワードがわからず、何も手続きができない。

## 解説

近年、パソコンやスマートフォンによるインターネット上での資産管理が普及しています。このようにデジタル環境を通してしか実態がつかめない遺品をデジタル遺品といいますが、事例のように利用者が亡くなった後、遺族が手続きできずに困ってしまうケースが生じています。



## ポイント

- 終活の一環としてデジタル遺品について、端末のロック解除方法、ネット関連の資産のリスト、退会が必要なサイトの情報などをノートなどに記し、家族に伝えておきましょう。
- デジタル遺品を一つの端末に集約すると、遺族の負担を減らすことができます。
- パスワードは名刺大の厚紙に記載のうえ、修正テープを重ねてマスキングして保管しておくとし、万一のとしまスキング部分をコインなどで削れば確認できます。



### 事例 3

不用品の処分を考えていたところ、出張買取事業者から「不要な衣類や食器などはありませんか」と電話がかかってきたので来訪を依頼した。自宅に来た事業者は衣類には興味を示さず、「貴金属やアクセサリーはないか」と言い出した。怖くなり売るつもりのなかった指輪やネックレスを出し、代金を受け取ってしまった。冷静に考えると、思い出の品を安い金額で売ってしまい後悔している。



### 解説

消費者の自宅を訪問して物品を買い取る行為については、クーリング・オフにより契約を解除できる場合があります。また、買い取り事業者が、消費者からの要請がないのに突然訪問して買い取りの勧誘をしたり、事前に承諾をしていない物品を売るよう要求したりすることは禁止されています。

### ポイント

- 売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 契約書を必ず受け取り、物品の種類、買い取り価格、事業者の名称・連絡先などを確認しましょう。
- 事業者の訪問を受ける場合は、出来るだけ一人で対応せず、家族などに同席してもらいましょう。



## 事例 4

遠方の墓を墓じまいしようと思い寺に申し出たところ、高額な離壇料を要求された。支払わなければならないのか。

### 解説

墓じまいや墓の移転の際に、寺へのお礼として慣習的に支払う離壇料を要求されることがあるようですが、離壇料には明確な基準はありません。

なお、墓を移転する際は、寺などが発行する「埋蔵（埋葬）証明書」※2をもらったうえ移転元の自治体に申請し、「改葬許可証」を受け取ることが必要です。また、一般的に、墓を撤去する費用、新たな墓を購入する費用などが必要となります。



※2 「埋蔵（埋葬）証明書」の取得が困難な特別な事情がある場合、これに代わる書面で申請できるケースがあります。



### ポイント

- 離壇料の金額については、基本的には寺と話し合うこととなります。
- 墓じまいや墓の移転については、家族や親族とよく話し合しましょう。

## 消費生活センター休館日のご案内

2022年12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2023年1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2023年2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

2023年3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

■ は休館日となります。



消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。

編集・発行

府中市生活環境部産業振興課  
消費生活センター

〒183-0023 府中市宮町 1-100

TEL 042-360-3316

FAX 042-351-4605

Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp